

薬用化粧品の場合

薬用化粧品は医薬部外品の一種です。医薬部外品の効能範囲表については表 [2] を、薬用化粧品の効能範囲表については表 [3] をご覧下さい。

表 [2] 医薬部外品の効能・効果の範囲

※に注目して下さい。

医薬部外品の種類	使用目的の範囲と原則的な剤型		効能又は効果の範囲
	使用目的	主な剤型	効能又は効果
※1. 口中清涼剤	吐き気その他の不快感の防止を目的とする内服剤である。	丸剤。板状の剤型、トローチ剤、液剤。	溜飲、悪心・嘔吐、乗物酔い、二日酔い、宿酔、口臭、胸つかえ、気分不快、暑気あたり。
※2. 腋臭防止剤	体臭の防止を目的とする外用剤である。	液剤、軟膏剤、エアゾール剤、散剤、チック様のもの。	わきが(腋臭)、皮膚汗臭、制汗。
※3. てんか粉類止剤	あせも、ただれ等の防止を目的とする外用剤である。	外用散布剤。	あせも、おしめ(おむつ)かぶれ、ただれ、股ずれ、かみそりまけ。
※4. 育毛剤(養毛剤)	脱毛の防止及び育毛を目的とする外用剤である。	液状、エアゾール剤。	育毛、薄毛、かゆみ、脱毛の予防、毛生促進、発毛促進、ふけ、病後・産後の脱毛、養毛。
※5. 除毛剤	除毛を目的とする外用剤である。	軟膏剤、エアゾール剤。	除毛。
※6. 染毛剤(脱色剤、脱染剤)	毛髪の染色、脱色又は脱染を目的とする外用剤である。毛髪を単に物理的に染毛するものは医薬部外品には該当しない。	粉末状、打型状、液状、クリーム状の剤型、エアゾール剤。	染毛、脱色、脱染。
※7. パーマネント・ウェーブ用剤	毛髪のウェーブ等を目的とする外用剤である。	液状、ねり状、クリーム状、粉末状、打型状の剤型、エアゾール剤。	毛髪にウェーブをもたせ、保つ。くせ毛、ちぢれ毛又はウェーブ毛髪をのばし、保つ。
8. 衛生綿類	衛生上の用に供されることが目的とされている綿類(紙綿類を含む)である。	綿類、ガーゼ。	生理処理用品については生理処理用、清浄用綿類については、乳児の皮膚・口腔の清浄・清拭又は授乳時の乳首・乳房の清浄・清拭、目、局部、肛門の清浄・清拭。
9. 浴用剤	原則としてその使用法が浴槽中に投入して用いられる	散剤、顆粒剤、錠剤、軟カプセル剤、液剤。	あせも、荒れ性、うちみ、肩のこり、くじき、神経痛、湿